

『反差別』

連続企画 第4回 障害者を排除する この社会を問う

～施設での人生を求められる障害者～

日本は2014年に障害者権利条約を批准し、2016年からは障害者差別解消法が施行されました。このように、法政策自体は障害者が個人を尊重され、地域で自律的に生活する権利が確認されています。

しかし、社会の障害者に対する差別・偏見は根強く、多くの障害者は閉鎖的空間である施設での生活を余儀なくされている現状が続いています。障害者だけを集めて施設に閉じ込め隔離・排除することは、障害者を見えにくい存在とさせます。

しかも、閉鎖的空間ではつねに人権侵害が生じる危険があります。重度の障害を抱えるために自由に言葉を発することが困難な障害者は、人権侵害が起きても、誰にもSOSを出せずにその施設での暮らしを余儀なくされている可能性もあります。2016年には神奈川県相模原市で重度知的障害者が惨殺される痛ましい事件も起きました。この事件で犯人が発したメッセージは、我々に障害者差別感情の本質を突きつけるものでした。

そこで、障害者差別の現状及びその本質を問い直すため、本研修を企画いたしました。施設での生活について、支援者及び哲学的観点から渡邊琢氏に基調講演いただき、自立生活運動の実践のただなかにいる小泉浩子氏、憲法学者・横藤田誠氏を交えたパネルディスカッションを予定しています。

障害者、家族、支援者、障害とは無縁と感じている市民も含めて、障害者差別について考える機会としたいと思います。

日時
場所

2019年12月14日(土)午後1時～4時30分(12時30分開場)
大阪弁護士会館2階201・202会議室

第1部 基調講演

講師



渡邊 琢氏
(日本自立生活センター(JCIL))



手話通訳、文字通訳あり
(要予約・無料)

※11月29日(金)17:00までに、
本紙裏面又は大阪弁護士会HP
からお申込ください。

第2部 パネルディスカッション

パネリスト



小泉浩子氏
(日本自立生活センター(JCIL))



横藤田 誠氏
(広島大学法学部教授(憲法学))

2019
12|14

わたなべ
渡邊

たく
塚氏

1975年生まれ。京都大学大学院文学研究科博士前期課程修了。2000年、日本自立生活センターに介助者登録。2004年度に同センターに就職。以降、障害者の自立生活運動や介護保障運動に事務局兼介助者として尽力。現在、日本自立生活センター事務局員、NPO 法人日本自立生活センター自立支援事業所介助コーディネーター、ピープルファースト京都支援者。著書に、『介助者たちは、どう生きていくのか』（生活書院、2011年）、『障害者の傷、介助者の痛み』（青土社、2018年）、共編著に『障害者介助の現場から考える生活と労働』（明石書店、2013年）、共著に『障害者運動のバトンをつなぐ』（生活書院、2016年）がある。

こいずみ
小泉

ひろこ
浩子氏

1964年福井県生まれ。幼少時の黄疸で脳性まひとなる。91年日本自立生活センター前代表・故長橋榮一に出会い、薫陶を受ける。現在、日本自立生活センター自立支援事業所管理者。京都市の24時間介護保障の実現に尽力。多くの自立障害者のサポートをするとともに、ALS、重度知的障害者の支援などにも関わる。共著に『障害者運動のバトンをつなぐ』（生活書院、2016年）。

よこふじた
横藤田

まこと
誠氏

1956年広島県生まれ。生後7か月、脊髄性小児麻痺（ポリオ）に。5歳から肢体不自由児施設・若草園や養護学校（福山養護学校〔現特別支援学校〕中等部）で過ごす。広島大学政経学部法律政治学科卒業。広島大学大学院社会科学研究所科法律学専攻博士後期課程単位修得。宇部短期大学講師・助教授、広島国際大学医療福祉学部助教授・教授を経て、2006年から、広島大学大学院社会科学研究所科法政システム専攻（政策法務講座）教授。憲法・民事法専攻。研究テーマは「不利な立場にある人々の人権」。著書は、『精神障害と人権—社会のレジリエンスが試される—』（法律文化社、近刊）、『法廷のなかの精神疾患—アメリカの経験—』（日本評論社、2002年）、『裁判所は「権利の砦」たりうるか』（編著、成文堂、2011年）、『人権入門 憲法/人権/マイノリティ』（共著、法律文化社、2008年〔第2版 2011年、第3版 2017年〕）、『謎解き 日本国憲法』（共著、有信堂、2010年〔第2版 2016年〕）など。得意言語は広島弁。好きなものは広島カープとたこわさび。嫌いなものは権威主義とピーマン。

【参加申込書】申込先:FAX06-6364-7477

『反』差別連続企画第4回
障害者を排除するこの社会を問う
～施設での人生を
求められる障害者～

【日時】2019年12月14日（土）
午後1時～4時30分

【場所】大阪弁護士会館
2階201・202会議室

代表者氏名

参加人数

名

ご所属

連絡先（メールアドレス
もしくは電話番号）

☐ 手話通訳を希望する

☐ 文字通訳を希望する

（インターネットでのお申込）大阪弁護士会 HP の新着・イベント欄からお申し込みください。

<http://www.osakaben.or.jp/index.php>



※ご提供いただいた個人情報は、大阪弁護士会のプライバシーポリシーに従い厳重に管理し、参加人数把握のために使用いたします。また、個人情報は、本イベント終了後、直ちに破棄若しくは消去いたします。

一時保育・一時預かりサービス（要予約・無料）

対象：原則、首がすわっている乳児～小学生相当年齢児

時間：12月14日（土）12:45～16:45まで

申込方法：11月29日（金）17:00までに、下記にお電話にてお問い合わせください。希望者に送付する申込書の提出をもって申込が完了します。

備考：申込人数により、お断りさせていただくことがあります。予めご了承ください。



【問い合わせ先】

大阪弁護士会 人権課（人権擁護委員会担当事務局）

TEL : 06-6364-1227

【アクセス】

〒530-0047

大阪市北区西天満1-12-5

大阪弁護士会館

- 京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口1から徒歩約5分
- 地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1号出口から徒歩約10分
- 地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車 26号階段から徒歩約7分
- JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分

主催：大阪弁護士会